

偕楽園公園センター展示室貸出規定細則

(目的)

第1条 この細則は、偕楽園公園センター展示室貸出規定(以下「規定」という。)第12条に基づき必要な事項を定めるものとする。

(団体の定義)

第2条 規定第2条に定める団体とは2人以上で構成された組織で、2人以上の創作作品を展示するものとする。

(附属設備の範囲)

第3条 規定第3条に定める附属設備は、次のとおりとする。

附属設備	布パーティション、ワイヤーフック、クサリセット、白布、長机、椅子、A型看板
------	---------------------------------------

2 布パーティション等への画鉛、セロハンテープ、布テープのほか粘着力の強いテープ等設備を破損する恐れのあるものは使用せず、指定のワイヤーフック、ピン等を使用するものとする。

3 展示室に隣接する会議室及びコンセント等、第1項に規定する附属設備以外のものは、貸し出しの対象に含まれない。

(貸出期間の特例)

第4条 規定第5条に定める貸出期間については、原則として6日以内(作品の搬入・搬出の日を除く。)と定めているが、利用状況により13日以内(作品の搬入・搬出の日を除く。)とすることができるものとする。

(利用の受付期間)

第5条 規定第8条第1項に定める利用の受付は、土・日曜日、祝日を除く12月1日から12月25日までの期間に行うものとする。

付 則

この細則は、平成24年11月26日から施行する。

この細則は、令和7年12月1日から施行する。